

中期目標策定の進め方について（案）

1 中期目標について

(1) 中期目標とは(地方独立行政法人法(以下「法」という。)第25条第1項¹)

中期目標とは、目標期間の6年間(第3期:平成30(2018)～令和5(2023)年度)に大学が達成すべき業務運営に関する目標で、知事が議会の議決を経て定め、大学に指示するもの。

(2) 中期目標で具体的に定めるもの(法第25条第2項、法第78条第2項²)

中期目標の期間/業務の質の向上に関する事項/業務運営の改善・効率化/財務内容の改善/その他重要事項/教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

(3) 意見の聴取等

- 設立団体の長(=知事)は、中間目標を定め、変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くこと、議会の議決を経ること、が必要(法第25条第3項)³
- 設立団体の長(=知事)は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない(法78条第3項)。

¹ 法第25条第1項 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

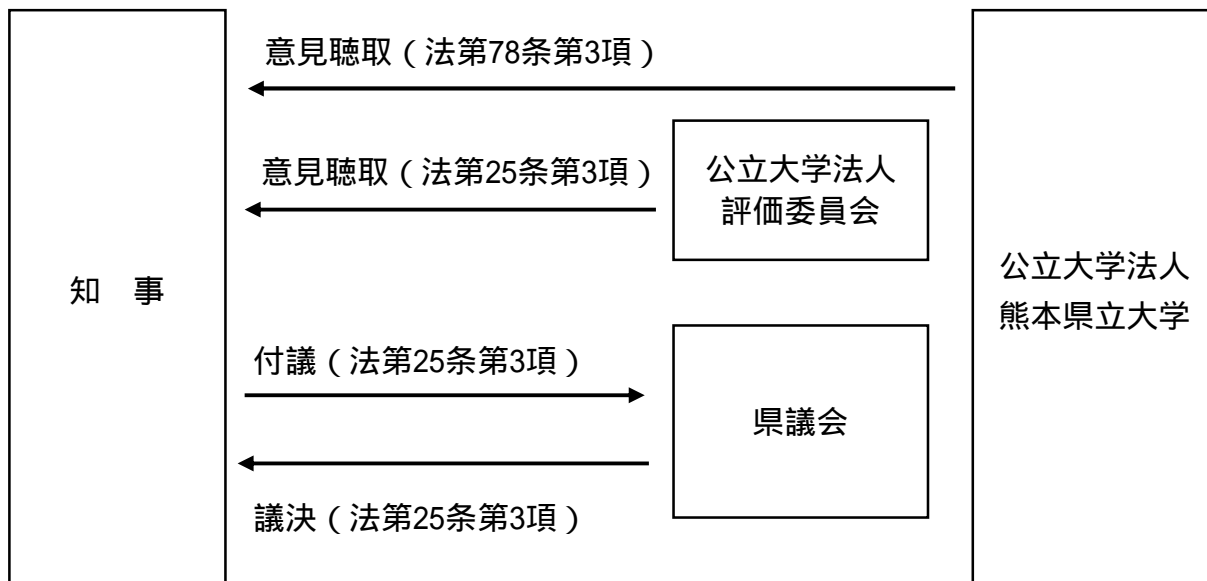
法第78条第1項 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

² 法第25条第2項 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

法第78条第2項 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

³ 法第25条第3項 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。



【参考: 第3期中期目標】(平成30(2018)～令和5(2023)年度)

第3期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定めている。

(1) 教育の質の向上

地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。

(2) 熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進

熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。

(3) グローバル化の推進

グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。

2 次期中期目標の策定について

- 現行の第3期中期目標期間が令和5(2023)年度に満了するため、次期中期目標を定める必要がある。

【参考】これまでの中期目標

H18(2006)年度	法人化
H18(2006)～23(2011)年度	第1期中期目標期間
H24(2012)～29(2017)年度	第2期中期目標期間
H30(2018)～R5(2023)年度	第3期中期目標期間
(次期) R6(2024)～R11(2029)年度	第4期中期目標期間

3 中期目標(素案)検討の留意点

(1) 現中期目標及び中期計画の進捗状況の把握

次の評価結果から、成果を検証し、未達成部分及び改善点を確認・反映させる。

- H30(2018)～R3(2021)年度の公立大学法人評価委員会による年度・中間評価
- 令和4(2022)年度の認証評価機関((公財)大学基準協会)による評価⁴

(R5.3 大学に案を通知予定)

(2) 県内の市町村や企業の意見・要望の把握(県政情報文書課にて実施)

- 県内市町村、企業等に対してアンケート(第3期中間目標策定の際のアンケートを参考に実施予定)を実施し、意見・要望を徴取する。
- 中期目標(素案)について、パブリックコメントを実施し、県民の意見を徴取する。

【参考】第3期目標策定の際に実施したアンケート

a 調査対象機関

県内市町村(45) / 県内関係団体(商工会議所等)(12) / 卒業生就職先企業等(約100) / 一般企業・団体() (約250) 合計 約400調査先(今回の予定件数)

資本金1千万以上の企業・団体の中から、業種別に無作為抽出

b 調査項目

熊本県立大学に期待する取組について / 熊本県立大学に期待する研究分野について / 熊本県立大学に期待する地域貢献について / 貴社(団体)が求める人材について

⁴ 大学は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況について、政令で定める期間(7年以内)ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることが義務づけられている。(学校教育法第109条第2項)

(3) 県計画及び社会情勢等の把握

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」等

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期 熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「令和2年7月豪雨からの創造的復興」、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」、「熊本地震からの創造的復興」、「将来に向けた地方創生の取組み」という4つの柱に沿って施策を展開、また、SDGsの理念を全ての取組みの指針と位置づけ

中央教育審議会における審議内容

【参考例】

「これからの時代の地域における大学の在り方について-地方の活性化と地域の中核となる大学の実現-」(令和3年12月 中央教育審議会大学分科会)

- ・ 「地域の中核となる大学」に求められるもの

産学官連携、人材が集まる「魅力のある地域」、地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する「地域の中核となる大学」を目指す取組が必要

その他社会情勢の動向等から、次期目標設定の参考となるキーワード例

「Society 5.0」、「DX推進」、「人口減少」、「少子・高齢化」、「グローバル化」、「脱炭素社会」、「半導体産業集積強化」等

4 第4期中期目標策定に係るスケジュール

評価委員会 開催回	開催(予定)日	審議内容
令和4年度 第2回 (今回)	令和4年 8月18日	中期目標策定の進め方
<ul style="list-style-type: none"> 現中期目標及び中期計画の進捗状況の把握 公立大学法人の意見聴取 企業等アンケート、県庁内アンケートの実施(R4.10～R4.11) 県計画及び社会情勢等の把握 <p>中期目標素案の検討</p>		
令和4年度 第3回	令和5年 2～3月	中期目標検討状況報告等
令和5年度 第1回	令和5年5月	中期目標(素案)の審議
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月議会 中期目標検討状況報告 中期目標素案のパブリックコメント(R5.7) 		
令和5年度 第2回	令和5年7月	令和4年度評価(法人ヒアリング)
令和5年度 第3回	令和5年8月	令和4年度評価の審議
令和5年度 第4回	令和5年10月	中期目標(案)の審議
令和5年12月議会 中期目標承認 (知事から公立大学法人に指示)		
【参考】中期目標の指示を受けて、公立大学法人から中期計画(案)の提出		
令和5年度 第5回	令和6年3月	中期計画(案)の審議
令和6年3月 中期計画の認可(知事)		